

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の改正について（素案）

1 改正理由

本市では、昭和 63 年 9 月に基本的人権の尊重と人間平等の基盤の確立を目指して「人権尊重都市」を宣言して以降、平成 6 年の「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の制定をはじめ、平成 8 年から現在まで 7 次にわたり「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の策定と改訂を重ねながら、人権教育・啓発施策に関する取組を推進してきました。このような長年にわたる取組にも関わらず、差別や人権侵害は依然として存在しており、近年では、インターネット上の人権侵害が深刻化するなど、新たな人権課題が生じています。

鳥取県では、SNS の普及等を背景にインターネット上での誹謗中傷や差別的な情報発信による人権侵害が深刻化している状況に対応するため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正され、令和 8 年 1 月 25 日から、差別を許さない社会の実現に向けた新たな取組が進められています。

本市としても、制定から数十年を経た「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が、インターネット上を含む新たな人権課題に対応するため、必要な改正を行うものです。

2 改正のポイント

(1) 趣旨の改正

人権に関わる社会情勢の変化に対応し、あらゆる人権課題の解決に向けた取組を推進するため、条例の趣旨を改正します。

(2) 市の責務（第 2 条第 1 項）

国県等の「関係機関との連携」による施策の積極的な推進を明記します。

(3) 市の責務（第 2 条第 2 項）

SNS を含むインターネット上での誹謗中傷や差別的言動に対して、迅速かつ適切に対応する旨を明記します。

(4) 市民等の責務（第 3 条第 2 項）

条例第 3 条第 2 項第 1 号から第 4 号に規定する差別及び差別を助長する行為について、インターネットを通じて行うものを含むことを明記するとともに、それらの行為を「しないように努める」（努力義務）から「してはならない」（禁止）に改めます。

この改正規定に遵守しない者の氏名公表や過料（秩序罰）は設けず、理念条例のレベルを引き上げることで、市民の人権尊重意識の醸成を図ります。

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部を改正する条例（素案）

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例（平成6年倉吉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。 しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が<u>存在しています。特に近年では、急速な情報化の進展により、インターネット上の人権侵害が深刻化しており、いかなる差別も見逃さず、その根絶に向けた一人ひとりの行動により、社会全体でより実効性のある取組を進めていく必要があります。</u> 市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。 （市の責務） 第2条 市は、前条の目的を達成するため、<u>関係機関と連携し、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。</u> 2 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるとともに、<u>特に、SNSを含むインターネット上での誹謗中傷や差別的言動に対しては、迅速かつ適切に対応するものとする。</u> （市民等の責務） 第3条 略 2 市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為（<u>インターネットを通じて行われるものを含む。</u>）をしてはならず、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。 （1）～（4）略	市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。 しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が<u>残っており、あらゆる差別をなくするために、幅広い人権啓発活動及び人権擁護・救済・相談活動が求められています。</u>市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。 （市の責務） 第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。 2 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努める<u>ものとする。</u> （市民等の責務） 第3条 略 2 市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為を<u>しないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。</u> （1）～（4）略

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

○倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成6年6月17日条例第20号

改正

平成10年3月30日条例第5号

平成22年3月18日条例第7号

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。

しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が存在しています。特に近年では、急速な情報化の進展により、インターネット上の人権侵害が深刻化しており、いかなる差別も見過ごさず、その根絶に向けた一人ひとりの行動により、社会全体でより実効性のある取組を進めていく必要があります。

市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、法の下での平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、関係機関と連携し、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるとともに、特に、SNSを含むインターネット上での誹謗中傷や差別的言動に対しては、迅速かつ適切に対応するものとする。

（市民等の責務）

第3条 市内に住所、生活若しくは活動の拠点を置く者及び滞在者（以下「市民等」という。）は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策への協力に努めるものとする。

2 市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をしてはならず、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。

（1） 門地、出生、障がい、疾病、性別、人種、民族、信条、思想、宗教、国籍、年齢、言語、社会的身分又は性的指向（以下「門地等」という。）を理由に行う不当な排除、不当な制限、虐待その他の不当な取扱

（2） 門地等を理由に行う不当な発言

(3) 門地等を理由に不当な取扱をすることを助長し、又は誘発する目的で、情報を収集し、又は公表する行為

(4) 門地等を理由に不当な取扱を行う意思を示す行為
(事業者の責務)

第4条 市内で事業を営むものは、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、第1条の目的の達成に向け職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第5条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上、人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

(人権啓発活動の充実)

第6条 市は、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成等、関係団体との緊密な連携を図り、啓発事業の充実に務め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

(実態調査等の充実)

第7条 市は、前2条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

2 市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

(相談窓口の設置)

第8条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、市民の人権に関する問題について相談に応じるための相談窓口を置き、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県又は市町村が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関と連携した相談者への支援

(推進体制の充実)

第9条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(倉吉市同和対策審議会条例の一部改正)

2 倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

第1条中「倉吉市同和対策審議会」を「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に改める。

第2条中「同和対策に関する事項」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項」に改める。

第3条第1項中「20人」を「25人」に改め、同条第2項第2号中「3人以内」を「若干人」に改め、同項第3号中「10人以内」を「若干人」に改める。

第4条第2項中「任命された時における当該身分を失った場合は」を「任命されたときの要件を失ったときは」に改める。

第5条第3項中「又は会長が欠けたとき」を削る。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

■県内自治体の動向について

(1) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

※令和7年12月議会で条例改正➤改正条例：令和8年1月25日施行

➤インターネット上の人権侵害を受けた相談者に対する県の支援内容の明確化

人権相談窓口で、投稿等の削除要請や発信者情報の開示請求をサポート

【県の人権相談窓口】◆受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

（東部）鳥取県庁人権・同和対策課（鳥取市東町1丁目220）

（中部）中部総合事務所県民福祉局（倉吉市東巖城町2）

（西部）西部総合事務所県民福祉局（米子市糺町1丁目160）

➤投稿等の削除要請及び削除命令

・SNS等のサービス提供事業者及び発信者へ削除要請

・削除要請しても削除されないときは、発信者へ削除命令

※鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴き、表現の自由に配慮し慎重に決定する

（令和8年5月28日現在、複数の案件あり）

➤削除命令に従わない場合の罰則等を規定

・氏名又は名称等及び命令の内容の公表をすることができる

・5万円以下の過料に処する

【インターネット上の人権侵害行為に限定して罰則等が設けられた理由】

全国的にインターネット上の人権侵害の件数が増加し、大きな社会問題になっており、インターネット上の人権侵害拡大の危機が切迫していると判断した。インターネット上以外の場面の人権侵害行為は、社会的にも大きな変化がなく切迫していないと判断し、罰則等の規定は設けない。

※インターネット上の差別行為の禁止規定は、改正前から規定されている。

(2) 人権尊重のまち米子市をつくる条例

※令和7年12月議会で条例改正➤改正条例：令和8年4月1日施行

➤条例の名称変更

改正前「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」（平成17年条例）

➤人権侵害行為の禁止

「インターネット上を含む様々な場において、人権侵害行為をしてはならない」ことを追加

➤氏名公表及び過料の罰則等の規定なし

【罰則等を設けなかった理由】（米子市人権・男女共同参画課）

人権侵害の基準を設けることが困難。仮に基準をつくっても、誰がどのように判断するのか難しく行政が踏み込むことができない。罰則等を設ける意見もあったが、市民の人権尊重意識の醸成を優先し、罰則等は設けなかった。

＜パブリックコメント及び市の対応方針＞

違反者（個人、事業者）には罰則規定を設けて欲しい。➤【回答】罰則規定につきましては、このたびの改正には盛り込まないこととしておりますが、今後の国、県の動向を注視してまいります。

（３）鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例

➤市民の役割

あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、市はもとより自らも主体的かつ積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（インターネットによる人権侵害の課題については、条例の前文で記載がある）

➤現時点では、予定なし。

鳥取市人権施策基本方針第４次改訂の策定（予定：令和１０年度）に向けて、今年度、市民意識調査を実施する。この意識調査の結果等を踏まえて、必要があれば条例改正を検討する。

（４）境港市から差別をなくす条例（平成７年３月３１日条例）

➤市民の責務

相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

（インターネットによる人権侵害の課題等については記載なし）

➤倉吉市、鳥取市等の動向を見て検討する。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 人権教育及び人権啓発に関すること。

(3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。

(4) 相談支援体制に関すること。

(5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。

(6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。

(7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、協議会が軽微なものと認める変更については、この限りでない。

（差別のない社会づくりの推進）

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- （1）誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- （2）いじめ又は虐待
- （3）プライバシーの侵害
- （4）不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育、人権啓発及びインターネットを利用した人権侵害行為の防止並びにそのためのリテラシーの向上に関する施策を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

（人権に関する相談）

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- （1）相談者への助言
- （2）国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介
- （3）関係機関と連携した相談者の支援
- （4）特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく発信者情報の開示の請求に関する援助その他必要な支援
- （5）特定電気通信役務提供者（法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対し、侵害情報送信防止措置（法第2条第8号に規定する侵害情報送信防止措置をいう。以下同じ。）を講ずるよう求める申出に関する援助その他必要な支援
- （6）その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（侵害情報の削除等）

第8条の2 県民は、自己に係る侵害情報（法第2条第6号に規定する侵害情報をいう。以下同じ。）であって人権相談窓口で相談した事案に係るものについて、知事が当該侵害情報に係る特定電気通信役務提供者又は発信者（法第2条第5号に規定する発信者をいう。以下同じ。）に対し、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めをした者（第4項において「被侵害者」という。）の権利が不当に侵害されているにもかかわらず、特定電気通信役務提供者が侵害情報送信防止措置を講じていないと認めるときは、協議会の意見を聴いた上で、当該特定電気通信役務提供者又は当該侵害情報に係る発信者に対し、その理由を示した上で、期限を定めて、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することができる。

3 知事は、前項の要請を受けた発信者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、協議会の意見を聴いた上で、当該発信者に対して、期限を定めて、当該要請に係る侵害情報送信防止措置を講ずるよう命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた者が当該命令に従わないとき

は、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称（その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）及び当該命令の内容を公表することができる。この場合において、当該公表による被侵害者の権利の保護に十分配慮するものとする。

5 第2項の要請、第3項の命令及び第4項の公表（以下「防止措置要請等」という。）は、表現の自由に十分配慮して行わなければならない。

6 防止措置要請等は、その当事者が未成年者であるときは、当該当事者の心身への影響に十分配慮して行わなければならない。

（実施状況の公表）

第8条の3 知事は、毎年度、人権相談窓口における人権に関する相談及び防止措置要請等に係る前年度の実施状況を公表するものとする。

（鳥取県人権尊重の社会づくり協議会）

第9条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、協議会を設置する。

2 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第11条 第8条の2第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

2 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」改正の概要

1 改正理由

人権課題が複雑化・多様化するとともに、インターネットやSNSによる誹謗中傷や各種ハラスメントなど新たな人権課題が生じている現状を踏まえ、人権侵害のない真に人権が尊重される社会の実現に向けた取組をさらに強力に推進するため改正を行うものです。

2 改正のポイント

(1) 条例名の改正

- ・人権に関わるあらゆる問題の解決に向けた取組を推進するため、人権尊重の社会づくりを目的とした条例の趣旨に沿った名称に改正します。

(2) 前文の新設

- ・互いの人権を尊重するために主体的に行動することで、あらゆる人権侵害をなくすという本市の姿勢を明確にします。

(3) 基本理念の新設（第3条）

- ・本市の人権に関する基本的な考え方を明示します。
（基本理念）
 - ① 一人一人がお互いを個人として尊重し合うこと
 - ② 誰もが多様な生き方や価値観を認め合うこと
 - ③ 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み、支え合うこと

(4) 人権侵害行為を行ってはならない旨の規定の新設（第9条）

- ・人権侵害となる行為（インターネットを通じて行うものを含む。）を規定し、人権侵害行為を行ってはならない旨を明記します。
（人権侵害行為）
 - ① 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
 - ② いじめ及び虐待
 - ③ プライバシーの侵害
 - ④ 不当な差別的取扱い

(5) 人権相談窓口の設置（第10条）

- ・相談・支援体制の充実を図るため、人権相談窓口の設置による支援を規定します。

人権尊重のまち米子市をつくる条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、また、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を保障する日本国憲法の理念にかなうものである。

この理念の下、米子市においては、これまで、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定し、人権尊重都市の実現に向けて必要な施策を推進してきた。

また、国においては、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめ人権に関する諸条約が締結されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、「こども基本法」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など差別の解消や人権尊重に関する法律の整備が進められてきた。

しかし、依然として、部落差別をはじめ人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、病気、職業その他の事由を理由とする差別又はこれらの事由が重なり合っていることによる複合的な差別や暴力、虐待等の人権侵害が存在し、さらには、インターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷、職場や学校等における優越的な関係を背景とした様々なハラスメントなど、新たな課題も生じている。

このような状況において、私たちは、いかなる人権侵害も許さないとの決意の下で、あらゆる人権侵害をなくすことを誓うとともに、一人一人が、多様な生き方や価値観を認め合い、かつ、誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識して、互いの人権を尊重するために主体的に行動することにより、人権尊重の社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、基本理念を定め、

市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別をはじめ人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、病気、職業その他の事由を理由とする差別又はこれらの事由が重なり合っていることによる複合的な差別その他の人権に関する問題を解決するための取組を推進し、もって人権侵害のない人権尊重都市米子市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は活動（いずれもインターネットを通じて行うものを含む。第6条第1項において同じ。）を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重の社会づくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 一人一人がお互いを個人として尊重し合うこと。
- (2) 誰もが多様な生き方や価値観を認め合うこと。
- (3) 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み、支え合うこと。

(市の責務)

第4条 市は、市の行政の全てにおいて、この条例の目的を踏まえ、人権に関する施策を積極的に推進するとともに、市民及び事業者の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される社会的な環境づくりを促進しなければならない。

2 市は、人権に関する施策の実施に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他関係機関及び民間団体との緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識し、人権に関する理解を深めるとともに、差別をはじめとする人権侵害を助長する行為をしないように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する人権に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業又は活動を行うように努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する人権に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市及び市民並びにこれらに関わる団体及び個人の相互協力等)

第7条 市及び市民並びにこれらに関わる法人その他の団体及び個人は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる人権侵害の解消及び防止に取り組むものとする。

(施策の計画的推進)

第8条 市は、人権に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該施策の基本となるべき方針を定めるものとする。

- 2 市は、前項の方針の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(人権侵害のない社会づくりの推進)

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、人権侵害となる次に掲げる行為（インターネットを通じて行うものを含む。以下この条において「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ及び虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

- 2 市は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。
- 3 市は、人権侵害行為を受けた者に対し、次条の規定による相談への対応その他必要な支援を行うものとする。

- 4 市は、人権侵害行為を防止するための施策を効果的に実施するため、人権侵害行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(相談及び支援)

第10条 市は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権に関する相談を受け付けるための窓口（次項において「人権相談窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 市は、人権相談窓口における相談があった場合には、当該相談をした者（以下この項において「相談者」という。）に寄り添いながら解決方法を検討し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県その他関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）の紹介

(3) 関係機関等と連携した相談者の支援

(4) 前3号に掲げるもののほか、相談者及び関係機関等に対する必要な支援

- 3 市は、前項の支援を円滑かつ適切に行うため、関係機関等との緊密な連携の確保及び同項の相談を受ける職員の育成に努めるものとする。

(人権教育及び人権啓発の充実)

第11条 市は、市民及び事業者の人権意識を高めることにより、人権尊重の社会の実現を図るため、人権教育及び人権啓発の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第12条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、関係機関等との連携を強化し、当該施策の推進体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。